

第 172 号 (令和 6 年 7 月 12 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築防災課】 3

**[告示]**

- △ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の指定【財政局固定資産税課】 8
- △ 附属機関の名称【市民局市民情報課】 9
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 29
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 30
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 31
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 38
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 40

**[公告]**

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備課】 42
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 44
- △ 事後調査計画書の提出【みどり環境局環境影響評価課】 46
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 47
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 48
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 49
- △ 同【建築局調整区域課】 50
- △ 同【建築局調整区域課】 51
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 52
- △ 同【建築局調整区域課】 53
- △ 同【建築局調整区域課】 54
- △ 同【建築局調整区域課】 55
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 56
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 57
- △ 同【建築局建築指導課】 58
- △ 同【建築局建築指導課】 59

**[区告示]**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】 60
- △ 同【南区地域振興課】 61

△ 同	【戸塚区地域振興課】	62
△ 同	【戸塚区地域振興課】	63
△ 同	【栄区地域振興課】	64
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【金沢区総務課】	65
[医療局病院経営本部]		
△ 横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程	【病院経営課】	66
[教育委員会]		
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	【学校計画課】	67
[職員共済組合]		
△ 令和 5 年度横浜市職員共済組合決算	【職員共済課】	70
[正誤]		
		73

規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 12 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 66 号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「建築基準法施行令第 1 条第 1 号に規定する敷地（以下「敷地」という。）であって、」を削り、「もの」を「一団の土地の部分」に改め、同項第 2 号ア中「で構成される交差点」を「が交差し、又は接続する箇所（交差又は接続により生ずる内角が 120 度を超える場合を除く。イにおいて同じ。）」に改め、同号イ中「で構成される交差点」を「が交差し、又は接続する箇所」に改め、同号イただし書中「交差点」を「箇所」に改め、同条第 2 項中「、その」を「その」に、「であり」を「であるものに接し、かつ」に、「もの」を「一団の土地の部分」に改める。

第 14 条第 1 号中「。）」の次に「又は狭あい道路に設置された電柱その他これに類するもの（これらを支持する支柱等がある場合は、これを含む。）の除去若しくは移設に要した費用（以下「整備行為に要した費用等」という。）」を加え、同条第 2 号中「狭あい道路」の次に「又は後退用地等」を加え、「後退用地等を除く敷地」を「条例第 9 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定による協議の対象となる土地（後退用地等を除く。）」に改める。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

前条第 1 号の助成金の額は、条例第 5 条第 2 項に規定する道路形態の整備（以下「道路状整備」という。）を行った場合にあっては別表第 1 により、道路状整備以外の整備を行った場合にあっては別表第 2 により算出した額の範囲内で整備行為に要した費用等の額（後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造（以下「舗装等」という。）に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。）とする。この場合において、助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第 15 条に次の 1 項を加える。

3 前条第 2 号の奨励金の額は、移設した電柱 1 本につき 100,000 円とする。

第 16 条第 2 項中「は、」の次に「整備行為を行った後、当該」を加え、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「前項の規定による確認が完了した場合にあっては、整備行為に要した費用」を「整備行為に要した費用等」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 4 項とする。

第 17 条第 1 項中「交付申請を行った者は、前条第 3 項」を「交付を受けようとする者は、同項」に、「申告書の提出を行うとき」を「申請を行う日」に改め、同項ただし書中「第 20 条の」を削り、同条第 2 項中「条例第 14 条第 5 項の規定による」を「条例第 16 条第 3 項の規定により横浜市による管理を実施する旨の」に改める。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とし、第 22 条を第 21 条とする。

第 23 条第 1 号を次のように改める。

(1) 路線型整備を行う道路が次のいずれにも該当するものであって当該道路を一体的に整備することが適当であると市長が認めるものであること。

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項の道路であること。

イ 交差点と交差点を結ぶ道路であること又は交差点からの長さがおおむね 30 メートル以上の道路であること。

第 23 条を第 22 条とし、第 24 条を第 23 条とし、第 25 条を第 24 条とする。

第 26 条中「整備行為に要した費用」を「整備行為に要した費用等」に改め、同条を第 25 条とし、第 27 条を第 26 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 15 条第 1 項）

1 整備支障物件の除去

整備支障物件の種類		助成金の額	
塀、門柱及び門扉		見付面積 1 平方メートルにつき	4,000 円
設備	給排水管その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）に要した額。ただし、施工 1 件につき 250,000 円を限度とする。	
	ガス管その他これに類するもの		
	電柱その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。	
樹木	生け垣を構成するも		

	の及び低木以外の樹木	1 本につき	13,000円
	生け垣	1 本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類		助成金の額	
塀及び門柱		見付面積 1 平方メートルにつき	18,000円
門扉		1 組につき	123,000円
設備	給排水管その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 250,000 円を限度とする。	
	ガス管その他これに類するもの		
	電柱その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。	

3 狭あい道路に設置された電柱その他これに類するものの除去又は移設

物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）又は移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。

4 擁壁の除去

物件の種類	助成金の額	
擁壁のうち、上端と下端との垂直距離が 1 メートルを超える部分	見付面積 1 平方メートルにつき	21,000円

（備考）

この表による助成金の金額は、500,000 円を限度とする。

5 擁壁の築造

物件の種類	助成金の額	
擁壁のうち、上端と下端との垂直距離が 1 メートルを超える部分	見付面積 1 平方メートルにつき	87,000円

（備考）

この表による助成金の金額は、3,500,000 円を限度とする。

6 後退用地等の整備

整備の種類	助成金の額	
側溝移設を伴う舗装	整備間口の長さ 1 メートルにつき	71,000円
側溝移設を伴わない舗装	舗装面積 1 平方メートルにつき	13,000円
道路内のますの移設	1 件につき	202,000円

別表第 2 ( 第 15 条 第 1 項 )

1 整備支障物件の除去

整備支障物件の種類		助成金の額	
電柱その他これに類するもの		除去（移設に伴う除去を除く。）に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。	
樹木	生け垣を構成するもの及び低木以外の樹木	1 本につき	13,000円
	生け垣	1 本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。

3 狭あい道路に設置された電柱その他これに類するものの除去又は移設

物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	除去（移設に伴う除去を除く。）又は移設に要した額。ただし、施工 1 件につき 900,000 円を限度とする。

4 擁壁の除去

物件の種類	助成金の額	
擁壁（ <sup>のり</sup> 下法擁壁（当該擁壁が接している道路の地盤面より低い位置にある擁壁であって、道路の保護のため築造され、及び管理されているものをいう。以下同じ。）に限る。）のうち、上端と下端との垂	見付面積 1 平方メートルにつき	21,000円

直距離が 1 メートルを超える部分		
-------------------	--	--

( 備 考 )

この表による助成金の金額は、500,000 円を限度とする。

5 擁壁の築造

物件の種類	助成金の額	
擁壁（下法擁壁に限る。）のうち、上端と下端との垂直距離が 1 メートルを超える部分	見付面積 1 平方メートルにつき	87,000円

( 備 考 )

この表による助成金の金額は、3,500,000 円を限度とする。

6 後退用地等の整備

整備の種類	助成金の額	
舗装	舗装面積 1 平方メートルにつき	13,000円

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条、別表第 1 並びに別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に開始する横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成 28 年 12 月横浜市条例第 62 号）第 9 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定による協議（以下「協議」という。）に係る補助金の交付について適用し、同日前に開始した協議に係る補助金の交付については、なお従前の例による。